

宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例（案）について

近年、金利は低下傾向にあり、運用益を上げることが難しい環境にあります。その中で、従来の定期預金を中心とした運用から、債券運用を行うため、基金条例等で債券運用が可能であることを明記する必要がある。

宗像市国民健康保険給付費支払基金条例(平成15年宗像市条例第60号)新旧対照表

改正案	現行
(管理) 第3条 (略) 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。	(管理) 第3条 (略)